

令和7年9月3日 総務・文教委員会付託

美唄市給与条例及び美唄市会計年度任用職員の給与及び
費用弁償に関する条例の一部改正の件

上記付託案件について、総務・文教委員会委員長から下記のとおり報告があったので
付議する。

令和7年9月19日

美唄市議会議長 谷村知重

記

- 1 経過 9月10日委員会を招集して審査した。
- 2 結果 原案可決

令和7年9月3日 総務・文教委員会付託

美唄市職員の育児休業等に関する条例及び美唄市職員の勤務時間、
休日、休暇等に関する条例の一部改正の件

上記付託案件について、総務・文教委員会委員長から下記のとおり報告があったので
付議する。

令和7年9月19日

美唄市議会議長 谷村 知重

記

- 1 経 過 9月10日 委員会を招集して審査した。
- 2 結 果 原案可決

令和7年9月3日 総務・文教委員会付託

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部変更の件

上記付託案件について、総務・文教委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和7年9月19日

美唄市議会議長 谷村 知重

記

1 経 過 9月10日委員会を招集して審査した。

2 結 果 原案可決

令和7年9月3日 総務・文教委員会付託

美唄市営弓道場条例の一部改正の件

上記付託案件について、総務・文教委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和 7 年 9 月 19 日

美唄市議会議長 谷 村 知 重

記

- 1 経 過 9 月 10 日 委員会を招集して審査した。
- 2 結 果 原案可決

令和7年9月3日 産業・厚生委員会付託

美唄市間口除雪事業条例の一部改正の件

上記付託案件について、産業・厚生委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和7年9月19日

美唄市議会議長 谷村知重

記

- 1 経過 9月10日委員会を招集して審査した。
- 2 結果 原案可決

令和7年9月3日 産業・厚生委員会付託

美唄市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正の件

上記付託案件について、産業・厚生委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和 7 年 9 月 19 日

美唄市議会議長 谷 村 知 重

記

- 1 経 過 9 月 10 日 委員会を招集して審査した。
- 2 結 果 原案可決

令和7年9月3日 産業・厚生委員会付託

美唄市下水道条例及び美唄市給水条例の一部改正の件

上記付託案件について、産業・厚生委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和 7 年 9 月 19 日

美唄市議会議長 谷 村 知 重

記

- 1 経 過 9 月 10 日 委員会を招集して審査した。
- 2 結 果 原案可決

令和7年9月3日 産業・厚生委員会付託

美唄市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の
資格基準に関する条例の一部改正の件

上記付託案件について、産業・厚生委員会委員長から下記のとおり報告があったので
付議する。

令和7年9月19日

美唄市議会議長 谷村知重

記

- 1 経過 9月10日 委員会を招集して審査した。
- 2 結果 原案可決

令和7年9月3日 産業・厚生委員会付託

美唄市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正の件

上記付託案件について、産業・厚生委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和7年9月19日

美唄市議会議長 谷村知重

記

- 1 経過 9月10日委員会を招集して審査した。
- 2 結果 原案可決

請願第1号

令和 7年 8月 7日 受 理
令和 7年 9月 3日 産業・厚生委員会付託

請願者 全日本国立医療労働組合 旭川病院支部
支部長 河戸 千秋
紹介議員 吉岡 建二郎

国立病院の機能強化を求める請願

1. 要 旨

国立病院は公的病院の中で唯一47都道府県にあり、地域医療をはじめ民間では担えないセーフティネット・不採算医療を展開し、新型コロナなど感染症対策や、災害時の医療支援など国民の命の砦としての役割を担っています。

しかし、その運営は自収自弁が大原則とされ、診療事業にかかる国からの運営費補助など財政支援は一切行われていません。

昨今、医療機関の運営は、コロナ禍を経て患者数減や医療資材など材料費の高騰を受け、どこも厳しい現状におかれています。とりわけ国立病院は、コロナ禍で患者受け入れのための専用病床拡大、全国の感染拡大地域への職員派遣など、国からの直接指示に対応したことの影響から、とくに厳しい実態に置かれています。

現場では採用を上回る離職の影響で人員不足から病床削減などが続いています。

このような状況では国民・地域から求められる医療体制を整えることが困難なばかりか、新たな感染症拡大や災害時医療支援が困難になります。

第217回通常国会において「国立病院の機能強化を求める請願」が衆参両院において全会派一致で採択されました。

私たちは国立病院が地域において求められる役割を十分に果たし、誰もが、いつでも、どこでも、安心して医療が受けられるよう、以下の事項について請願するものです。

上記付託案件について、産業・厚生委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和 7 年 9 月 19 日

美唄市議会議長 谷 村 知 重

記

- 1 . 経 過 9月10日 委員会を招集して審査した。
- 2 . 結 果 採択
- 3 . 意 見 願意妥当

令和7年9月3日 予算審査特別委員会付託

令和7年度美唄市一般会計補正予算(第2号)

上記付託案件について、予算審査特別委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和 7 年 9 月 19 日

美唄市議会議長 谷 村 知 重

記

- 1 経 過 9 月 11 日 委員会を招集して審査した。
- 2 結 果 原案可決

令和7年9月3日 予算審査特別委員会付託

令和7年度美唄市国民健康保険会計補正予算(第1号)

上記付託案件について、予算審査特別委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和7年9月19日

美唄市議会議長 谷村知重

記

- 1 経過 9月11日委員会を招集して審査した。
- 2 結果 原案可決

令和7年9月3日 予算審査特別委員会付託

令和7年度美唄市介護保険会計補正予算(第1号)

上記付託案件について、予算審査特別委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和7年9月19日

美唄市議会議長 谷村 知重

記

- 1 経 過 9月11日 委員会を招集して審査した。
- 2 結 果 原案可決

令和7年9月3日 決算審査特別委員会付託

令和6年度美唄市一般会計決算認定の件

上記付託案件について、決算審査特別委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和7年9月19日

美唄市議会議長 谷村知重

記

1 経過 9月12日、16日ないし18日の4日間
委員会を招集して審査した。

2 結果 認定

令和7年9月3日 決算審査特別委員会付託

令和6年度美唄市民バス会計決算認定の件

上記付託案件について、決算審査特別委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和7年9月19日

美唄市議会議長 谷村知重

記

1 経過 9月17日及び18日の2日間
委員会を招集して審査した。

2 結果 認定

令和7年9月3日 決算審査特別委員会付託

令和6年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件

上記付託案件について、決算審査特別委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和 7 年 9 月 19 日

美唄市議会議長 谷 村 知 重

記

1 経 過 9 月 17 日 及び 18 日 の2日間
委員会を招集して審査した。

2 結 果 認 定

認定第4号

令和7年9月3日 決算審査特別委員会付託

令和6年度美唄市介護保険会計決算認定の件

上記付託案件について、決算審査特別委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和7年9月19日

美唄市議会議長 谷村知重

記

- 1 経過 9月17日及び18日の2日間
委員会を招集して審査した。
- 2 結果 認定

認定第5号

令和7年9月3日 決算審査特別委員会付託

令和6年度介護サービス事業会計決算認定の件

上記付託案件について、決算審査特別委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和7年9月19日

美唄市議会議長 谷村知重

記

1 経過 9月17日及び18日の2日間
委員会を招集して審査した。

2 結果 認定

認定第6号

令和7年9月3日 決算審査特別委員会付託

令和6年度美唄市後期高齢者医療会計決算認定の件

上記付託案件について、決算審査特別委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和7年9月19日

美唄市議会議長 谷村知重

記

1 経過 9月17日及び18日の2日間
委員会を招集して審査した。

2 結果 認定

認定第 7 号

令和7年9月3日 決算審査特別委員会付託

令和6年度美唄市病院事業会計決算認定の件

上記付託案件について、決算審査特別委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和 7 年 9 月 19 日

美唄市議会議長 谷 村 知 重

記

1 経 過 9 月 18 日 委員会を招集して審査した。

2 結 果 認 定

認定第8号

令和7年9月3日 決算審査特別委員会付託

令和6年度美唄市水道事業会計決算認定の件

上記付託案件について、決算審査特別委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和7年9月19日

美唄市議会議長 谷村知重

記

1 経過 9月18日 委員会を招集して審査した。

2 結果 認定

認定第9号

令和7年9月3日 決算審査特別委員会付託

令和6年度美唄市工業用水道事業会計決算認定の件

上記付託案件について、決算審査特別委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和7年9月19日

美唄市議会議長 谷村知重

記

1 経過 9月18日 委員会を招集して審査した。

2 結果 認定

令和7年9月3日 決算審査特別委員会付託

令和6年度美唄市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定の件

上記付託案件について、決算審査特別委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和7年9月19日

美唄市議会議長 谷村知重

記

- 1 経過 9月18日 委員会を招集して審査した。
- 2 結果 原案可決及び認定

陳情第1号

令和 7年 6月 9日 受 理
令和 7年 6月11日 議会運営委員会付託
令和 7年 6月20日 継 続 審 査

陳情者 美唄市政を視る会 代表 紫藤 政則

美唄市議会の組織運営のあり方に関する陳情

1. 要 旨

令和7年(2025)年3月発行 びばい市議会だより臨時号に掲載された、美唄市議会議長名による「斉藤久美夫議員に対する厳重注意報告」(報告)により市民公表された「厳重注意措置等」(措置等)の妥当性について、市議会として組織的検証を行うことを求めます。

上記付託案件について、議会運営委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和 7 年 9 月 19 日

美唄市議会議長 谷 村 知 重

記

- 1 . 経 過 9月11日 委員会を招集して審査した。
- 2 . 結 果 不採択
- 3 . 意 見 願意に沿いがたい

議案第 52 号

美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件

美唄市固定資産評価審査委員会委員として次の者を選任したいので、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 9 月 19 日提出

美唄市長 桜井 恒

選任する固定資産評価審査委員会委員の住所及び氏名

美唄市西 3 条北 1 丁目 2 番 2 号

福 田 安 治

昭和 24 年 4 月 11 日生

議案第 53 号

美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件

美唄市固定資産評価審査委員会委員として次の者を選任したいので、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 9 月 19 日提出

美唄市長 桜井 恒

選任する固定資産評価審査委員会委員の住所及び氏名

美唄市西 3 条北 1 丁目 5 番 8 号

竹 松 知 彦

昭和 34 年 8 月 1 日生

有害鳥獣対策の推進を求める意見書

上記意見書案を別紙のとおり美唄市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和 7 年 9 月 19 日

提出者

美唄市議会議員	古	賀	崇	之
---------	---	---	---	---

賛成者

美唄市議会議員	齋	藤	久美夫
同	川	上	美 樹
同	松	山	教 宗

有害鳥獣対策の推進を求める意見書

近年は自然環境の変化により、野生鳥獣の生息分布が拡大し、農作物等への被害が深刻な問題となっています。アライグマなど獣類による家屋や農業施設への侵入、スズメ、カラスなど鳥類の糞害、市街地ではカラスがゴミを荒らし、人を襲うなど生活被害も頻発しています。エゾシカによる被害も増大しており、被害は農作物にとどまらず、食害による山林荒廃と豪雨時の土砂流亡、ヒグマでは市街地での目撃情報も寄せられ、人命を守るためにも、これまで以上の対策が急務です。

安全に安心して暮らす環境を守り、農業の維持・発展のためには、生態系に配慮しつつも有害鳥獣を駆除することは必要です。有害鳥獣の個体数削減には、狩猟や駆除が欠かせませんが、平日の入林制限、林道の施錠、山林保有者への配慮、捕獲場所からの鳥獣の長距離移動など、狩猟者の精神的、身体的な負担は大きく、削減目標を樹立しても達成が困難な状況にあります。美唄市においても、これまでに被害を防ぐための対策を積極的に講じているものの、抜本的な解決に至っていません。

よって、政府及び北海道においては、有害鳥獣対策のさらなる推進を図るため、次の事項について強く要望します。

記

- 1 有害鳥獣被害対策の重要性を広く周知し、理解を求める啓発活動を行うこと。
- 2 有害鳥獣の正確な個体数の把握及び個体数管理体制の強化を行うこと。
- 3 狩猟者数の維持確保のため、狩猟者及び猟友会の育成支援の充実を図ること。
- 4 入林者の安全対策を強化した上で、狩猟に関する入林規制緩和等を行うこと。
- 5 有害鳥獣対策の専門家不足解消のための人材育成と支援を強化すること。
- 6 有害鳥獣対策に要する市町村予算の負担軽減のため、財政措置の拡充を行うこと。
- 7 隣接する市町村が連携して、対策を講ずるための制度改正や支援策の強化。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和7年9月19日

北海道美唄市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、
北海道知事

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

上記意見書案を別紙のとおり美唄市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和 7 年 9 月 19 日

提出者

美唄市議会議員	古	賀	崇	之
---------	---	---	---	---

賛成者

美唄市議会議員	齋	藤	久美夫
同	川	上	美 樹
同	松	山	教 宗

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

北海道は、豊かな自然、広大な大地、冷涼な気候などの特性と豊富な再生可能エネルギーをはじめ、我が国最大の供給力を有する農林水産物、自然や文化を生かした魅力的で質の高い観光資源といった数多くのポテンシャルを有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指しています。

しかしながら、本道の道路を取り巻く環境は、高規格道路におけるミッシングリンクをはじめ、自然災害に伴う交通障害、幹線道路や通学路における交通事故、道路施設の老朽化など、多くの課題を抱えています。

こうした課題を解消し、人流・物流の効率化による生産性向上及び国際競争力の強化や、激甚化・頻発化する大規模災害に備えた強靱な地域づくりを進めるためにも、本道の骨格を形成する高規格道路から身近な市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策などを着実に推進するとともに、積雪寒冷地である本道では、安定した除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を確保することが必要です。

そのため、地方財政が依然として厳しく、また資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも、必要な道路整備や除排雪を含む維持管理を長期安定的に進めるための予算を確保することが重要です。

よって、国においては、切迫する日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震や気候変動に伴い激甚化・頻発化する自然災害への対応のほか、令和 6 年能登半島地震の教訓なども踏まえ、高規格道路から市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策、除排雪の充実確保など国土強靱化の取組をより一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望します。

記

- 1 山積する道路整備の課題に対応しながら計画的かつ長期安定的な道路整備や維持管理が進められるよう、必要な予算を確保すること。
- 2 第 1 次国土強靱化実施中期計画に基づく橋梁、トンネル、舗装等の老朽化対策や無電柱化などを着実に進めるために、今後の資材価格・人件費高騰等の影響を適切に反映した必要な予算・財源を確保すること。
- 3 人流・物流の活性化による生産性向上に向けた高規格道路のミッシングリンクの解消や、高規格道路と直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築、暫定 2 車線区間の 4 車線化や耐震補強等の機能強化など、国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワークの整備を推進すること。
- 4 令和 7 年度より舗装補修の対象範囲が拡充された緊急自然災害防止対策事業債の延長を含めた地方財政措置制度の充実を図ること。
- 5 冬期における安全な道路交通の確保、通学路などの交通安全対策の推進など、地域の暮らしを支える道路整備や除排雪を含む道路維持の充実が図られるよう必要な予算を確保すること。

- 6 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

令和7年9月19日

北海道美唄市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
国土交通大臣、国土強靱化担当大臣

令和7年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

上記意見書案を別紙のとおり美唄市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和 7 年 9 月 19 日

提出者				
美唄市議会議員	古	賀	崇	之
賛成者				
美唄市議会議員	齋	藤	久	美
同	川	上	美	樹
同	松	山	教	宗

令和 7 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

北海道最低賃金の引き上げは、日本国憲法第 25 条に定められている「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」としていることから、人間らしく暮らすための下限額として最も重要なものです。

道内で働く者の暮らしは昨今の物価上昇で一層厳しく、2024 年に引き上げた 50 円で、道内の常用労働者 216 万人（内パート労働者 64.7 万人）の内、60 万人弱の労働者が最低賃金近傍に張り付いている状況です。

労働基準法第 2 条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けやすい非正規雇用労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

政府は 2020 年代に全国平均 1,500 円を目指すこととしており、中小・零細事業者への支援を同時に進め、大幅引き上げに向けた環境整備が必要です。

最低賃金の引き上げ金額が低ければ、その近傍で働く多くの方の生活は、より一層厳しいものとなり、個人の消費行動にも影響を与え、北海道経済にも悪影響を与えかねません。

つきましては、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、令和 7 年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望します。

記

- 1 賃金構造基本統計調査の北海道における短時間労働者の平均時間額や民間の求人時間額などを参考として、最低賃金を大幅に引き上げること。
- 2 設定する最低賃金は、道内高卒初任給時間換算額「時間額 1,126 円」を下回らない水準に改善すること。
- 3 賃上げの原資確保のため、公正取引を促す「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業拡大を進めると同時に、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を推し進め、最低賃金の大幅引き上げを図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

令和 7 年 9 月 19 日

北海道美唄市議会

提出先 北海道労働局長、北海道地方最低賃金審議会長

意見書案 第 13 号

すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書

上記意見書案を別紙のとおり美唄市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和 7 年 9 月 19 日

提出者

美唄市議会議員	海	鉾	則	秀
---------	---	---	---	---

賛成者

美唄市議会議員	齋	藤	久美夫
同	川	上	美 樹
同	松	山	教 宗

すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書

道教委は、「これからの高校づくりに関する指針（改定版）」に基づき、毎年度、中卒者数減などを理由に、高等学校の募集停止や再編・統合を行う「公立高等学校配置計画」を進めてきました。これにより道内では公立高校の統廃合がすすみ、公立高校のない市町村が増加しています。

地元で高校がなくなった子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担が増大するとともに、保護者の経済的負担が大きくなっています。また、子どもの進学を機に地元を離れる家庭もあり、過疎化が進み、地域経済や文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっています。このままでは、「都市部への一極集中」や「地方の切り捨て」など地域間格差が増大し、北海道地域全体の衰退につながることは明らかであります。

道教委は、広大な北海道の実情を鑑み、中学卒業生数の減少期だからこそ少人数でも運営できる学校形態の確立や学級定数の改善を行うなど、地域の高校存続を基本に、希望するすべての子どもにゆたかな後期中等教育を保障していくべきです。そのためには、地域の意見・要望を十分に反映させた新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出していくことが必要であることから、以下の項目について、強く要望します。

記

- 1 道教委「これからの高校づくりに関する指針（改定版）」を見直し、地域の教育や文化、経済や産業など地域の衰退を招かないため、少人数でも運営できる学校形態を確立し地域の高校を存続させること。
- 2 すべての道内公立高校の学級定員を30人以下に引き下げること。
- 3 教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の5年間の年限を撤廃すること。
- 4 障がいのある・なしにかかわらず、希望するすべての子どもが地元の高校で学ぶことのできる後期中等教育を保障するため、「地域合同総合高校」の設置など、ゆたかな高等教育を実現するため検討を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和7年9月19日

北海道美唄市議会

提出先 北海道知事、北海道教育委員会教育長

消費税を緊急に引き下げを求める意見書

上記意見書案を別紙のとおり美唄市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和 7 年 9 月 19 日

提出者				
美唄市議会議員	海	鉾	則	秀
賛成者				
美唄市議会議員	齋	藤	久美夫	
同	川	上	美 樹	
同	松	山	教 宗	

消費税を緊急に引き下げを求める意見書

物価高騰が続き、国民の暮らしと営業に深刻な影響を与えている。本道の消費者物価指数（令和 7 年 5 月）は令和 2 年を基準とした場合に 113.9 と、上昇が続いています。とりわけ、食料品が 126.4、光熱・水道が 128.7 など、日々の生活に欠かせない費目で高騰していることは、道民の暮らしに大変深刻な影響を与えています。

消費税は、どれだけ生活に困窮していても負担する過酷な税金です。消費税は住民税や所得税と比較した場合、年収 900 万以下の中間所得層を含めて、最も重い税負担となっています。貧困と格差が拡大する中で、所得の低い人ほど負担が重い消費税を減税し、税制のゆがみを正すことは、人々の暮らしや中小企業の営業及び雇用を守るという点からも重要です。

世界では、新型コロナ危機以降、日本の消費税に当たる付加価値税を減税した国と地域は 110 に上っており、物価高騰から国民の暮らしと営業を守るための有効な対策として実施されています。この間、日本国内においても報道各社の世論調査では、何らかの形で消費税の減税を求める声が多数になっています。今こそ日本も減税に向けて踏み出すことが求められています。

よって、政府は国民の暮らしを守るためにも、緊急に消費税の減税を行うことを強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

令和 7 年 9 月 19 日

北海道美唄市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
経済財政政策担当大臣

令和7年度

美唄市一般会計補正予算(第3号)

令和7年度 美唄市一般会計補正予算(第3号)

令和7年度美唄市一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表債務負担行為補正」による。

令和7年9月19日提出

美唄市長 桜井 恒

第1表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
美唄国設スキー場整備費	令和8年度から 令和9年度まで	877,584

